令和６年度国民健康保険税の制度改正予定について

１　課税限度額の見直しに伴う影響範囲と想定額

課税限度額は、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれることや、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯割合の状況（超過世帯割合の前年度比較・バランス等）を考慮し、法令の改正にあわせて後期高齢者支援金等分を２万円引き上げることとして見直しを行っています。

改正案は次のとおりです。

現行　１０４万円

（医療分６５万円、後期高齢者支援金等分２２万円、介護分１７万円）

↓

改正案　１０６万円

（医療分６５万円、後期高齢者支援金等分２４万円、介護分１７万円）

課税限度額引き上げに伴い影響する所得金額　（単位：万円）

世帯人数	増額になる所得金額／（参考給与収入額）	限度額に達する所得金額／（参考給与収入額）
１人	1,101～　／　（1,296～）	1,207～　／　（1,402～）
２人	1,038～　／　（1,233～）	1,143～　／　（1,338～）
３人	974～　／　（1,169～）	1,080～　／　（1,275～）
４人	911～　／　（1,106～）	1,016～　／　（1,211～）

※　世帯主のみに所得があると仮定しています

※　所得金額を計算した保険税率は諮問した税率改定後の数値での計算です

※　１万円未満は切り上げています。

改正した場合の影響

令和５年度の実績からおよそ３６世帯が影響し、保険税算定額は５２３万円ほど増加します。

裏面に続きます。

２　均等割軽減判定所得基準額の見直しに伴う影響範囲と想定額

改正案は次のとおりです。

現行

5 割軽減：43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－１）＋29 万円×加入者数

2 割軽減：43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－１）＋53.5 万円×加入者数

↓

改正案

5 割軽減：43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－１）＋29.5 万円×加入者数

2 割軽減：43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－１）＋54.5 万円×加入者数

※　7 割軽減の基準額は、43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－１）で変更はありません。

均等割軽減判定所得基準額の見直しに伴い影響する所得金額

世帯人数	5 割軽減の判定基準額（上段：所得額、下段：給与の場合の収入額）		2 割軽減の判定基準額（上段：所得額、下段：給与の場合の収入額）	
	現行	改正後	現行	改正後
１人	72 万円 127 万円	72.5 万円 127.5 万円	96.5 万円 151.5 万円	97.5 万円 152.5 万円
２人	101 万円 156 万円	102 万円 157 万円	150 万円 225.8 万円	152 万円 228.6 万円
３人	130 万円 197.1 万円	131.5 万円 199.2 万円	203.5 万円 302.3 万円	206.5 万円 306.4 万円
４人	159 万円 238.5 万円	161 万円 241.4 万円	257 万円 376.3 万円	261 万円 381.2 万円

改正した場合の影響

令和５年度の実績からおよそ１２５世帯が影響し、保険税算定額は２１４万円ほど減少します。

１、２とも改正した場合は、両者の合算となり、保険税算定額は３０９万円ほど増加します。（賦課想定額の０．１０～０．１１％程度）